

政令第三百号

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年九月一日とする。

理由

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。